

大地震などの災害が発生したときに備えて、
地域の共助を後押しする

非常災害用井戸認定制度の あらまし

トイレ、
掃除などに
使う水を

災害時に
無償で提供

非常災害用井戸
認定制度

地域の
助け合い

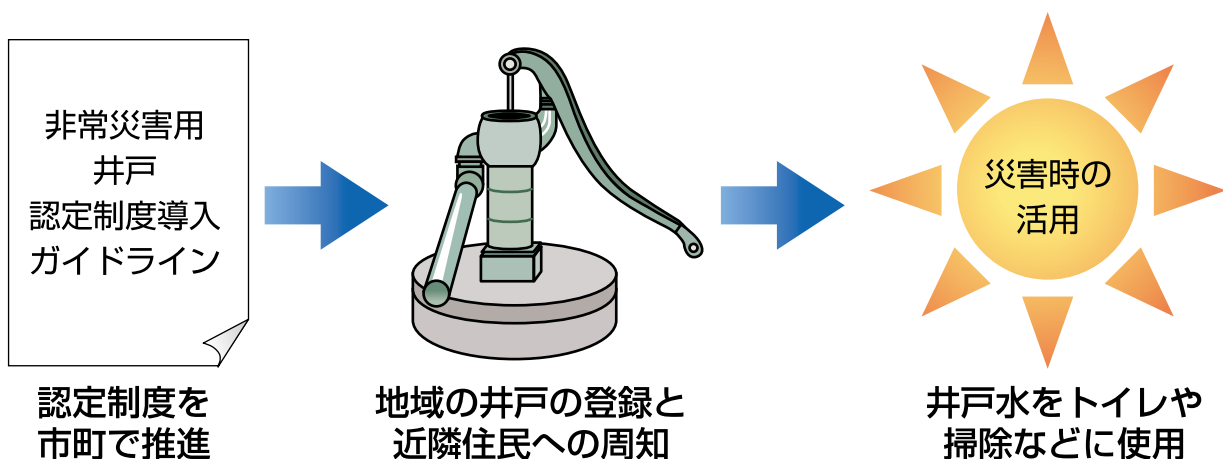
滋賀県

はじめに

東日本大震災や阪神淡路大震災などの大地震による災害時には、水道施設が損壊して各地で断水が発生しました。このため、飲料水をはじめ、トイレ、掃除などに使用する生活用水が不足し、被災された方々は大変不便な生活を余儀なくされ、水の確保の重要性が改めて認識されました。

阪神淡路大震災では、地域で使用されていた井戸が、不足した水の確保手段として役立ったことから、こうした事態に備えて、個人や事業所の井戸をあらかじめ登録・認定しておき、大地震などの災害時に生活用水として活用する制度（非常災害用井戸認定制度）が全国各地で行われています。

滋賀県では、地域の助け合いのもと、災害時における水を確保する手段の一つとして活用できる「非常災害用井戸認定制度」の普及を促進するため、「非常災害用井戸認定制度導入ガイドライン」を平成25年1月に策定しました。



非常災害用井戸認定制度とは

非常災害用井戸は、防災井戸、災害用井戸とも言われ、災害時に不足する水を確保することを目的にしている井戸です。

非常災害用井戸認定制度は、あらかじめ井戸所有者から協力者を募り、災害時に近隣住民が利用できる井戸として認定・周知することにより、災害時に地域の井戸を活用できるようにする制度で、地域の助け合い（共助）を後押しするものです。

登録された井戸は、井戸所有者の同意を得て、登録井戸が設置されていることを示す標識の掲示などで近隣の住民に周知され、災害による断水発生時には、主に、トイレ、掃除などに用いる生活用水として活用されます。

図 登録標識（例）



非常災害用井戸認定制度には 次のようなメリットがあります。

- 登録された井戸からは安定して水を得られることが期待でき、大量に必要とされるトイレ、掃除などに用いる生活用水として使用できます。
- 生活用水の不足を補うことにより、公衆衛生の悪化を防ぐことが期待されます。
- 給水拠点が遠い場合などでは、井戸の近隣住民にとって、水を運搬する労力の軽減が期待できます。
- 地域住民の助け合いの精神に基づく制度であり、制度の運用により、地域の防災意識の向上、地域での助けあい（共助）の後押しが期待できます。



非常災害用井戸認定制度

Q&A



Q

非常災害用井戸に登録する井戸の水は何に使えますか？

A

飲み水以外のトイレや掃除などの生活用水に使用することとしています。

井戸水は、色や濁り、臭いに異常がなくても、大腸菌などの細菌に汚染されている場合があります。

また、災害後は、それまで問題なく飲まれていた井戸水でも、周囲の下水管の破損による汚水などで汚染されたり、水質が変化していることが考えられるため、トイレや掃除などの生活用水に使用します。

Q

どのような井戸が対象になりますか？

A

個人や事業所において日常的に使用されている井戸で、災害時に無償で近隣住民に井戸水を提供できる井戸が対象になります。

水を汲むポンプは、手動だけでなく電動であっても対象とします。

東日本大震災や阪神淡路大震災などでは、電気は最も早く復旧し、水道はガスとともに復旧が最も遅いインフラでした。このことから、断水が継続していても電気は復旧している可能性が高いため、電動式ポンプも登録対象としています。



登録する井戸には条件がありますか？



登録する井戸の水は、飲み水以外のトイレや掃除などの生活用水に使用することを目的にしています。そのため、井戸自体に厳しい基準はありませんが、井戸を所有している方について、次の要件を満たしていることが条件になります。

- 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- 災害時に井戸を使用できるように日常的に管理が行われていること。
- 登録井戸があることについての「登録標識」の掲示や井戸情報を公開することについての同意があること。



登録井戸があることは、どのような方法で住民に周知するのですか？



「登録標識」を門、玄関、塀など外から見える所に掲示して、近隣住民に登録井戸があることをお知らせします。

また、登録井戸の所在する自治会や防災組織に、回覧板や防災訓練などを通じてお知らせする方法や、市町のホームページへの登録井戸の掲載、防災マップへの場所の表示などが考えられますが、いずれも、登録井戸を周知する方法や内容について、井戸所有者の同意を得ることとしています。



登録井戸を利用する時に条件はありますか？



この制度による登録井戸の利用は、井戸所有者の助け合いの精神に基づくもので、井戸所有者が協力できる範囲で利用していただくものです。あくまで井戸所有者の厚意によるものであるため、利用者は節度をもって利用するものです。

このことを外れる振る舞いや要求が行われることのないようお願いします。



登録井戸を埋めた場合は届出が必要ですか？



災害時に使えないため登録を解除する必要がありますので、すみやかに登録解除の届出をお願いします。また、井戸を埋めるなど使えなくなった時だけでなく、井戸を使用しなくなった時や井戸を譲渡した時、井戸水を提供できなくなった時も、登録解除が必要になりますので届出をお願いします。





発 行 平成25年3月

発行者 **滋賀県健康福祉部生活衛生課**

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL : 077-528-3645 FAX : 077-528-4860